

川崎地域調達情報

令和7年3月4日公表 調達番号：川25004号

件名：庁用消耗品の購入【概算総価】（川崎警察署）

見積書提出期限：令和7年3月13日(正午) 見積書提出場所：調達課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期限	納入場所
1	別紙1のとおり						令和7年4月1日 ～ 令和7年9月30日	川崎警察署 項番1 地下1階倉庫 項番2～21 1階会計課 (川崎市川崎区日進町25-1) エレベーターあり

特記事項

別紙2「仕様書」のとおり。
詰め替え製品の同等品は、本体と互換性があるもので申請すること（同等品確認票の提出が必要）。
この契約は、令和7年度予算発効時以降、効力を生ずるものとする。

同等品の確認の連絡先

所属	川崎警察署
担当者	田中
電話 FAX	044(222)0110 内線230 044(211)5061

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位
1	トイレトーパー	三仁製紙所	個包装 芯なし 幅114mm 130m 48個入 シングル	可	56	箱
2	ポリゴミ袋半透明45L	不問	0.03×650×800mm 10枚×60冊入	-	12	箱
3	ポリゴミ袋半透明90L	不問	0.05×900×1000mm 10枚×20冊入	-	12	箱
4	無添加お肌のための洗濯用 液体せっけん	ミヨシ石鹸	詰め替え用 1000mL	可	36	袋
5	台所用 液体せっけん 詰替用	スマートバリュー	N205J-12 280mL 12袋入	可	10	箱
6	キッチンハイター	花王	本体 600mL	可	15	本
7	ワイドハイター	花王	本体 1L	可	10	本
8	シャボネット石鹸液ユ・ム	サラヤ	石けん液 2.7L	可	2	本
9	レモンせっけん	スマートバリュー/ カネヨ石鹸	N112J-36P 8個×36パック	可	1	箱
10	ハンドソープ	ライオン	キレイキレイ 薬用泡ハンドソープ シトラスフルーティ 本体通常サイズ250mL	可	60	本
11	サンポール (本体)	大日本除虫菊	500mL	可	24	本
12	サンポール (業務用)	大日本除虫菊	3L	可	2	本
13	トイレの芳香ボール	エステー	男子トイレ用 5球入	可	40	袋
14	マジックリン	花王	つけかえ用 400mL	可	12	本
15	トイレマジックリン	花王	消臭・洗浄スプレー ミントの香り300mL	可	12	袋
16	かんたんマイペット	花王	つめかえ用 350mL	可	12	袋
17	バスマジックリン	花王	業務用 4.5L	可	2	本
18	スポンジたわし	スマートバリュー/ キクロン	貼り合わせタイプ N110J-5P 5個×5パック	可	1	セット
19	ぞうきん	スマートバリュー	N043J 10枚	可	30	パック
20	布テープ	スマートバリュー	B529J-30 スーパーエコノミー 50mm×25m 30巻	可	1	箱
21	養生用テープ	スマートバリュー	B295J-C30×2 50mm×25m 半透明 60巻	可	1	組

仕 様 書

1 件名

庁用消耗品の購入【概算総価】

2 品目及び数量

別紙 1 のとおり。数量は概算数量であり、実際の購入数量については、増減の可能性がある。

3 見積金額

1 品目あたりの税抜単価に概算数量を乗じた額の合計金額（概算総価見積）とする。

（単価総価共に小数点以下第 4 位まで記入することができる。）

（見積書の余白部分に見積金額の 100 分の 110 に相当する金額を記載すること（1 円未満の端数が生じたときは、小数点第 5 位以下を切り捨て。））

4 契約内容

(1) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで

(2) 契約方法

単価契約（税込）による。契約単価は、見積書の記載単価（税抜）に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とし、1 円未満の端数が生じる場合には、小数点第 5 位以下を切り捨てた後の金額とする。

(3) 発注及び納入期限

発注は、注文書により随時（概ね、月に 1 回から 2 回程度）ファクシミリで行うものとし、注文書を受領した日の翌週金曜日までに納入するものとする。ただし、金曜日が祝日等にあたる場合は、その前日までに納入するものとする。

(4) 納入場所及び納入方法

ア 納入場所

川崎市川崎区日進町 25-1 川崎警察署 1 階会計課及び地下 1 階倉庫

イ 納入方法

納入の都度、納品書を提出すること。納品書には、納入者の所在地・法人名等の表示、納入先（川崎警察署長）の表示、納入年月日、納入場所（川崎警察署）、納入物品の品名（型番・規格を含む）、数量、単価、金額を記入して提出すること。

自動車を使用して納入する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2 (4) に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針 2 (5) に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施しなければならない。

(5) 料金の支払方法

1 か月分をとりまとめて支払う。1 か月分の請求金額に 1 円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた後の金額とする。

5 その他

契約品目が製造中止等の理由により納入できない場合は、川崎警察署会計課へ同等品の申請を行うこと。申請の結果承認を得た場合に、当該同等品の納入を認める。